

令和6年度

「テールゲートリフター操作者」特別教育（学科）のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度の労働安全衛規則が一部改正され、令和6年2月より、業務でテールゲートリフターを使った荷物の積み下ろしを行う場合は、特別教育の実施が義務化されることになりました。（労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第5号の4、安全衛生特別教育規定第7条の4）

なお、本講習会は学科のみですが、2時間の実技教育も必要です。
実技教育については、各事業所で実際のテールゲートリフターを使用して教育を行って下さい。

記

1. 日時 令和 6年 4月 23日（火）9：50～15：20（受付30分前より）

2. 会場 堺労働基準協会 TEL 072-233-5396
〒590-0063 堺市堺区中安井町3-4-11（南海高野線 堺東駅より約12分）
（駐車場は有りませんので公共機関をご利用願います。）

3. 教育科目（4時間）

学科	1) 関係法令	0.5時間
	2) テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
	3) テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0時間

4. 講習料 会員 1名 8,100円（受講料 7,110円(非課税)、テキスト代 990円(税込)）
会員外 1名 9,100円（受講料 8,110円(非課税)、テキスト代 990円(税込)）
* 当協会は免税事業者によりインボイス登録No.は御座いません。

5. 定員 30名（定員になり次第締めきります）

6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて堺労働基準協会まで持参して下さい。（ファックス可）
* 協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。
（銀行振込の場合）

- ①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
- ②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
- ③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。

7. 申込〆切 受講日の2週間前まで

8. その他 * 申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。
* 受講票、テキスト・補助資料、筆記用具を受講時、持参して下さい。
* 昼食は各自で済ませて下さい。
* 全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。
* 受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
* 問合せは堺労働基準協会（TEL 072-233-5396）へ連絡下さい。